



## 第2章

# 快適に暮らせる都市づくり

---

第1節 良好な住宅・居住環境の整備

第2節 自然環境に配慮した生活基盤の整備

第3節 安全で安心して暮らせる社会基盤の整備



## 第2章のポイント

- ・第2章は、わたしたちの住まいを快適にするための環境づくり

わたしたちの暮らしの基盤づくりについては、第1章で示しました。第2章は、住まいの快適な環境づくりのために、次の3つの視点から取り組みます。

### 住まいと周辺の整備

わたしたちが暮らす住まいは、生活の基本となります。わたしたちは生活の大半を住宅で過ごし、最も安らげる場所でもあります。

そこで、どのような住宅を整備するか、そして住宅の周辺にある公園や生活道路をどのように整備するかについて、計画を示しています。

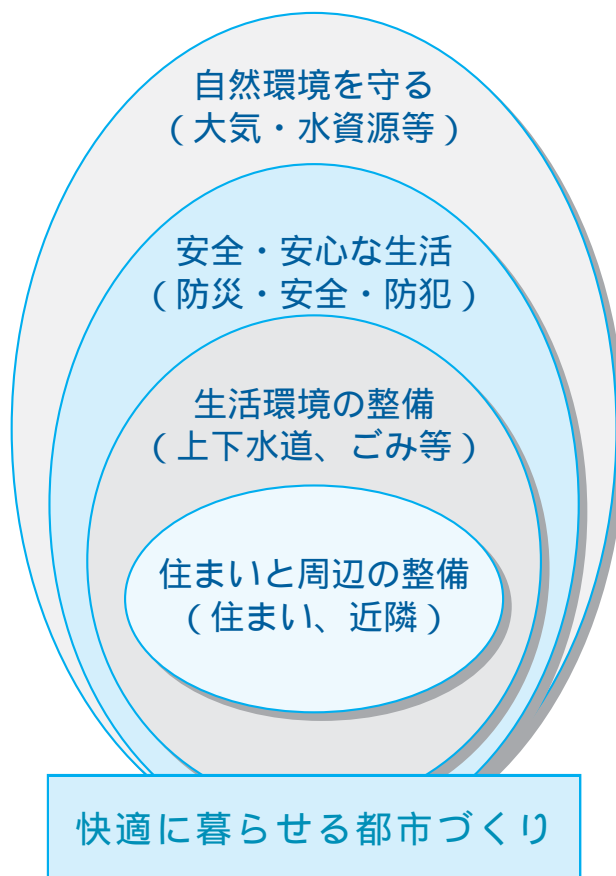
### 生活環境と自然環境の整備（保全）

住まいの中で快適に暮らすためには、生活に必要な上下水道やごみ処理などの生活環境の整備が必要です。また、地球環境問題への対応や生活を豊かにするため、自然環境を守る取り組みについて、計画を示しています。

### 安全で安心な暮らしの確保

自然災害や交通安全・原子力安全など、安全・安心な生活を送るための施策もまた、快適な暮らしのための環境整備といえます。

わたしたちが安全・安心に暮らすための取り組みについて、計画を示しています。



## 第2章の施策体系、主な事業

### 住宅の整備

公営住宅の再整備  
 (事業) 新津内公営住宅の整備  
 優良賃貸住宅の整備  
 良質な持家住宅の取得

### 居住環境の整備

公園の整備  
 生活道路の整備  
 (事業) 道路の段差解消など  
 バリアフリー化  
 緑の基本計画の推進

### 環境保全・水資源

環境基本計画の推進  
 自然環境保全の推進  
 環境保全対策の強化  
 水資源の保全の推進

### 水道

上水道区域の拡張  
 (事業) 第7次拡張事業  
 簡易水道等の整備及び  
 未普及地域の解消  
 (事業) 鳩原・小河口地区整備  
 (事業) 西浦地区簡易水道整備  
 上水道・簡易水道の維持管理  
 水道施設の耐震性の強化

### 下水道

公共下水道の整備  
 (事業) 第4・5期事業計画  
 集落排水施設の整備  
 (事業) 東浦北部地区整備

### 廃棄物処理

循環型社会の構築  
 (事業) リサイクル施設の整備

最終処分場の管理と跡地利用の検討  
 合併処理浄化槽設置の促進  
 不法投棄の監視体制の強化

### 郷土保全

河川  
 砂防  
 急傾斜地崩壊対策  
 海岸保全

### 消 防

消防施設の整備と  
 消防・救急・救助体制の強化  
 (事業) 消防指令施設の整備  
 (事業) 消防施設の耐震性強化  
 防火意識の高揚

### 防 災

災害に強いまちづくり  
 (事業) 消防防災館(仮称)  
 の建設  
 (事業) 防災情報ネットワーク  
 の整備  
 (事業) 防災行政無線の拡張更新  
 市民の防災意識の高揚

### 原子力安全

原子力安全対策の充実強化  
 原子力防災対策の充実強化

### 交通安全

交通安全運動の展開  
 交通環境の整備促進  
 交通災害共済制度の普及

### 防 犯

自主防犯意識の高揚  
 地域防犯対策の強化

# 住宅の整備

## 安全で快適な住宅に住みたい

### 住宅は安全で快適な暮らしの基礎

すべての市民が豊かな生活を送るためには、生活の基礎となる住宅が安全で快適でなければなりません。

生活水準の向上や高齢化、ライフスタイルの多様化など、個々のニーズに対応した住環境の整備が求められています。

本市の住宅政策としては公営住宅の整備とともに、民間活力による賃貸住宅の整備支援や、持ち家に関する相談、改修等に対する支援を実施しています。

### 快適な公営住宅の整備充実

本市の公営住宅は約1,800戸ですが、老朽化や密集住宅などのため、建替えや改善が必要になっているものがあります。

また中心市街地活性化策の一環として、中心市街地への人口回帰を図るため、「まちなか公営住宅」の整備を進める必要があります。



和久野公営住宅

### 民間資本による質の高い住宅整備を促進

民間活力による質の高い賃貸住宅の整備を促進するため、市は支援を行っています。

また、持ち家についても快適で安全な環境を実現するための施策が必要です。

### 敦賀市の公営住宅

(平成18年3月末現在)

団地名	戸数	建築年	部屋種別
金ヶ崎	20	S47	3DK
曙	46	S47・48	3DK
角鹿	68	S47・48	3DK
相生	6	S50	3DK
清水	70	S58・60	3DK
新津内	170	S29~61	3DK
東洋	100	S53・54	3DK
松栄	56	H2~5	3DK
神明	16	S30	1DK,2DK
三島	18	S60	3DK
開	24	S62・63	3DK
三楽園	481	S49~H9	1DK,2K, 2DK,3DK
和久野	288	S40~46 H13~16	2K,2DK, 2LDK,3DK, 3LDK
桜ヶ丘	418	S34~63	2DK,3DK
桜ヶ丘(日雇)	6	S40~46	2DK
合計	1,787		

### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
特定優良賃貸住宅の累計戸数	民間活力による賃貸住宅の戸数を表します。	44	81	戸
高齢者向け優良賃貸住宅の累計戸数	民間活力による高齢者向け賃貸住宅の戸数を表します。	25	40	戸

### (1) 公営住宅の再整備

#### 老朽公営住宅の建替・住戸改善の推進

- ・建替中の和久野公営住宅は、第4期工事まで完了し、120戸を建替えました。今後も引き続きニーズに対応して建替を進め、質の高い、快適な公営住宅を整備します。
- ・老朽化した公営住宅については、「公営住宅ストック活用総合計画」に基づき、計画的な改善工事を実施し、市民のニーズに対応した快適な居住環境を整備します。

#### 中心市街地公営住宅の再整備推進

- ・新津内公営住宅を改築し、快適な居住環境を整備するとともに、「まちなか公営住宅」として中心市街地への人口回帰を図ります。

### (2) 優良賃貸住宅の整備

#### 高齢者向け優良賃貸住宅の建設促進

- ・高齢者が快適に生活できるよう、バリアフリーに配慮した「高齢者向け優良賃貸住宅」の建設に対して補助し、民間資本によるバリアフリー賃貸住宅の建設促進を図ります。また、入居者に対しても一定の家賃を補助し、経済的負担を軽減します。

#### 特定優良賃貸住宅の建設促進

- ・まちなかで快適に生活できる「特定優良賃貸住宅」の建設に対して補助し、民間資本による賃貸住宅の建設促進を図ります。また、入居者に対しても所得に応じて一定の家賃を補助し、経済的負担を軽減します。

### (3) 良質な持家住宅の取得

#### 住宅に関する情報提供・相談の実施

- ・専門家を交えて住宅相談会や講習会などを開催し、各戸のニーズに応じて適切なアドバイスを行います。



- ・各戸の耐震性診断に際し、診断費用を助成することで、住宅の耐震性強化を促進します。
- ・福祉施策として、バリアフリー住宅への改修に対して補助します。

#### 住環境整備事業

住みなれた家で安心して生活するために、身体の状況から洗面所改造・昇降機の取付等住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成します。

対象：

65歳以上で在宅の要介護認定者

助成額：

改修費の80%（限度額60万円）

# 居住環境の整備

公園や自然環境に身近に触れたい  
安全に道を歩きたい

## 公園には多くの可能性がある

公園は散策や遊び場、読書、軽い運動など、多くのことが気軽にできる場所です。また公園は市民が身近に交流できるコミュニケーションの場でもあり、地域内の相互協力を築くための場所としても、期待されています。

本市には大小さまざまな公園があり、地域によって「どのような公園にしたいか」も、それぞれ異なります。公園を気軽に利用することのできる「自分たちの公園」にするには、地域が望む公園に整備する必要があります。



## 身近な道路は安全、快適に

生活道路は、住宅と幹線道路を結ぶ交通手段として、欠かすことができません。そこで生活道路のバリアフリー化や除雪の徹底など、気軽に出かけることのできる環境整備が必要です。



## 身のまわりの緑化推進

公園や生活道路などの身近な空間で、緑地など自然環境に触れると、心が癒されます。

森林や海といった広大な自然環境を守るとともに、身のまわりの生活環境にも自然の要素を取り入れることが、快適で潤いのある生活を送るために必要です。



### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
整備済の公園の割合	快適で憩いの場となる、質の高い公園の整備状況を表します。	65.4	72.3	%
バリアフリー化の整備率	誰もが安全で快適に利用できる道路環境の状況を表します。	51.7	61.3	%

### (1) 公園の整備

#### 市民参画の推進による憩いの場としての公園整備

- ・公園は、利用者である地域のニーズに応じた整備が求められます。地域の公園が「自分たちの公園」として愛着のある存在となるよう、整備の段階で地域の参加を得て、整備を進めます。
- ・公園の維持管理については、市民の主体的参加が得られるよう、地域への協力依頼やボランティア制度の構築等を実施します。
- ・金ヶ崎公園は散策路や展望広場などを整備し、市民の健康増進と魅力ある観光地の形成を図ります。



金ヶ崎公園

### (2) 生活道路の整備

#### 利便性の高い道路網の整備促進

- ・生活道路は幹線道路との連携に重点を置き、整備を進めます。

#### バリアフリー化の推進

- ・「人にやさしい道づくり」として、歩道の段差解消などのバリアフリー化を、事業計画に基づき推進します。
- ・平成16年度に策定した「敦賀市交通バリアフリー基本構想」に基づき、敦賀駅を中心に徒歩での利用が想定される地区を重点整備地区とし、バリアフリー化を総合的に進めます。



交通バリアフリー基本構想 重点整備地区

#### 除雪体制の充実・強化

- ・冬の円滑な道路交通を確保するため、消雪機能を泉ヶ丘地区や津内松栄線等で整備するとともに、適切な除雪活動を行います。

### (3) 緑の基本計画の推進

#### 緑のネットワークの創出

- ・「緑の基本計画」に基づき、「海の緑・山の緑・歴史の緑が香る都市 敦賀」を基本テーマとして、市民の日常にとけ込んだ緑地の整備を中心に、市街地における公園や街路樹などのネットワーク化を図ります。

#### 「緑の基本計画」

都市の風景を構成する海浜の緑や山林の維持保全  
市街地の緑の基盤形成  
水辺を活かしたアメニティづくり  
緑豊かな都市形成に向けた市民活動の醸成

# 環境保全・ 水資源

## 豊かな自然環境を守りたい

「持続可能な開発」という考え方への転換  
次世代に豊かな自然環境を残すための考え方として、「持続可能な開発」が提唱されています。これは、「将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」と定義されています。

すなわち、私たちは次の世代の基本的な欲求が十分満たされることができるよう、現在の生活を送らなければならない、ということです。

### 敦賀市での総合的な環境保全への取り組み

今日の環境問題は、地球温暖化をはじめとしてオゾン層の破壊、酸性雨等地球規模での問題が深刻化しています。また、生活に密着した問題も次々に表面化し、これらは、市民の身近な生活に大きな影響を与えています。

このような問題の解決には、日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るとともに、あらゆる分野で環境に配慮した取り組みを進める必要があります。

本市では、「環境基本計画」に基づき、環境未来像「さわやかな風 清らかな水 人と自然がふれあえるまち つるが」を実現するため、環境保全への取り組みを総合的かつ計画的に進めています。

### すべての人が環境保全に努める

環境保全は、敦賀に「住み、働き」、敦賀で「学び、学び」、敦賀へ「訪れる」すべての人々が取り組む必要があります。

「環境基本計画」では、日常の生活や事業活動の際にそれぞれの立場で自主的、積極的に環境保全に取り組んでいくよう、行動目標を設定しています。

#### 各主体の行動目標

- 行政...環境施策の計画的実践とパートナーシップづくり
- 市民...環境に配慮した生活の実践と地域環境づくり
- 事業者...事業活動に伴う環境負荷の低減と環境管理の基盤づくり
- 来訪者...環境保全活動への参加と環境配慮に対する意識の高揚

### 貴重な水資源を守る

飲み水を地下水に依存する本市にとって、安全で良質な水を確保するには、水源である地下水を保護する必要があります。

すべての市民が水の恵みを楽しみ、安全で健康的な暮らしができるよう、事業場の排水対策や山林、農地の保全等により貴重な水資源を守る必要があります。

#### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
ISO14001取得累計事業所数	事業所の環境活動への取り組みを表します。	46	50	件
河川のBODの環境基準達成率	河川水質が環境基準を満たしているかを表します。	基準達成	基準達成	-
地下水質の環境基準達成率	地下水質が環境基準を満たしているかを表します。	基準達成	基準達成	-
森林の面積	森林保全の状況を表します。しかし多様な要因が関係するため、目標値は設定しません。	19,967	-	ha



### (1) 環境基本計画の推進

- ・環境基本計画に基づく各種施策を推進します。  
また、市民、事業者、来訪者も含め環境保全に関わる全ての主体の取組みを促すよう、啓発等を実施します。
- ・本市ではISO14001の規格に沿ったシステムを見直し、効果的な環境マネジメントシステムを継続し、環境への影響の低減を図ります。
- ・「地球温暖化防止実行計画」は、敦賀市が排出する温室効果ガスの削減を目的として策定されました。  
市役所、清掃センター、市立敦賀病院、公民館、市立の小中学校や幼稚園など、敦賀市が実施する事務事業のすべてを対象とし、平成13年度を基準年度として温室効果ガス排出量を平成19年度までに5%削減することを目的とします。

### (2) 自然環境保全の推進

#### 自然環境の保全

- ・次世代に豊かな自然環境を継承するため、環境保全に努めます。

#### 野生動植物の保全推進

- ・中池見を適正に管理し、希少な野生動植物の保護に努めます。また多くの人の中池見の自然に触れられるよう、自然と調和のとれた整備を図ります。

### (3) 環境保全対策の強化

#### 大気保全対策の推進

- ・大気観測局を適正に配置し、大気状況の監視を行います。
- ・工場や事業所等の監視を行うため、市内全域を網羅する観測地点を設置し、規制・指導を実施します。

#### 水質保全対策の推進

- ・河川や地下水の水質を定期的に監視し、結果分析を行います。
- ・水道水源保護条例及び環境保全条例に基づき、工場や事業所等の立入調査を実施し、規制・指導、監視を行います。

#### 騒音・振動・悪臭対策の推進

- ・環境パトロールや市民からの情報などをもとに、発生者に対する適切な指導を行うとともに、防止対策の啓発に努めます。

### (4) 水資源の保全の推進

- ・水道水源保護条例の対象となる事業所について、適宜現状把握と指導を行います。
- ・貴重な水資源を適正・有効に利用するため、地下水利用のモニタリングを行います。
- ・地下水利用のあり方について、事業者、市民とともに検討します。

# 水道

## 良質な水を安心して使いたい

### 安全・安心な水の供給

本市の上水道及び簡易水道の給水普及率は97.6%と、ほぼすべての市民に水道が供給されています。今後、市街地の拡大や水洗化が進み、水の需要はさらに増加することが予想されます。

水道は地下水を給水源としており、安全・安心な水を安定して供給するためには水資源のかん養を図るとともに、水道供給の適正な管理が求められます。

### 水道未普及地域の解消

本市には水道の未普及地域があり、解消を図る必要があります。

また、すでに簡易水道を整備した地区にも、上水道との統合を図ることにより、さらに安定した水道供給が可能となります。

### (1) 上水道区域の拡張

- ・第7次拡張事業を計画的に進め、上水道区域を拡張します。

### (2) 簡易水道等の整備及び未普及地域の解消

- ・鳩原、小河口地区など、未普及地域の整備を図ります。
- ・西浦地区簡易水道の整備を推進し、上水道区域への編入を図ります。
- ・高野配水池及び配湯池の老朽化に対応し、施設を更新します。
- ・トンネル温泉導湯管を更新し、安定した温泉供給を図ります。

### (3) 上水道・簡易水道の維持管理

- ・取水井戸の機械など、老朽化した施設を更新します。
- ・地図情報システム(GIS)や料金管理システムを活用し、漏水への迅速な対応など、水道の適切な維持管理を行います。

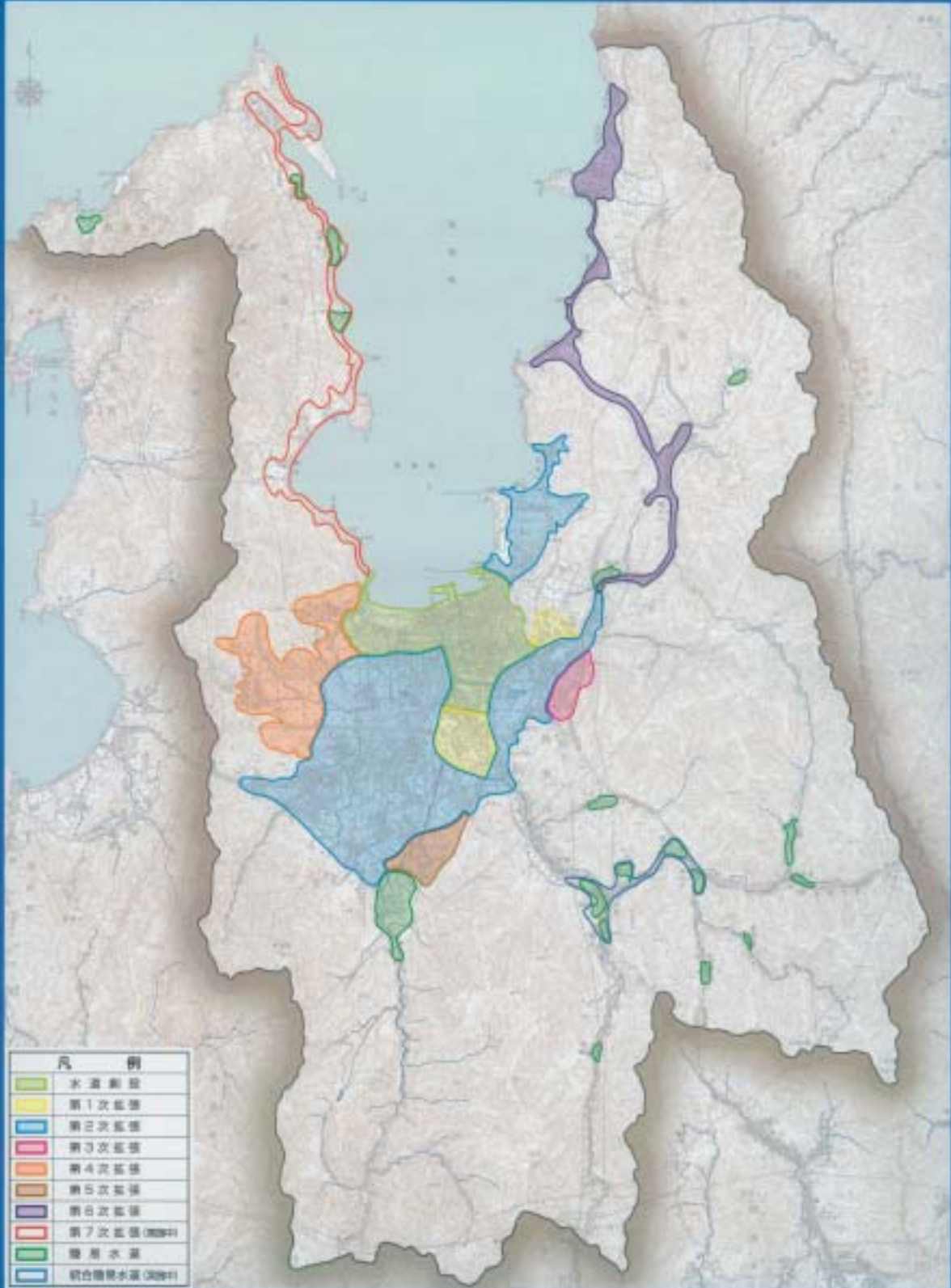
### (4) 水道施設の耐震性の強化

- ・老朽管の更新や配水設備の耐震化を行い、災害時にライフラインとして機能する水道施設を整備します。

### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
管路延長	水需要への対応状況を表します。	397,794	400,000	m
石綿管から铸铁管への切替率	安全で安心な水道供給の状況を表します。	81.9	100.0	%

## 敦賀市水道給水区域



# 下水道

水質を守り快適な生活を送りたい  
雨に強いまちにしてほしい

## 下水道の目的と普及への取組み

下水道は健康で快適な生活環境の確保と、河川・沿岸海域など公共用水域の水質保全を目的としています。そのため、工場からの排水や家庭の台所・洗濯・風呂・トイレなどからの生活排水を天筒浄化センターで適切に処理・浄化しています。

公共下水道は居住区域の拡大に伴い、第4期及び第5期の事業計画を実施しています。また、平成17年に「敦賀市『清らかな水環境の再生』計画」が、内閣府より地域再生計画として認定を受けました。計画に基づき、公共下水道整備をさらに進めています。

新しく下水道が整備された区域では、家庭などが下水道管へ接続することで、初めて下水道を使うことができます。そこで下水道管への接続を勧めるための施策が必要となります。

## 松島ポンプ場の機能強化

雨水の排水施設である松島ポンプ場は、大雨時の排水量の増加に対応するため、機能を強化する必要があります。

## 雨水のリサイクル

雨水のリサイクルは、大雨による道路への冠水を防止するとともに、環境への配慮にもなります。そこで雨水のリサイクルを家庭や事業所でも行えるよう、市が支援する必要があります。

## 処理場施設の整備

下水道の処理施設である天筒浄化センターは処理量の増加に伴い、整備充実が必要になっています。

また、公共用水域の水質を改善するため、処理施設の機能強化として高度処理（通常の有機物等の除去に加えて、窒素やリン等の除去も行う処理）をする必要があります。

## 集落排水施設の整備・管理

集落排水施設は農業集落排水施設及び漁業集落排水施設があります。

集落排水施設の整備は、東浦北部地区農業集落排水施設の整備を進めるとともに、既存の集落排水施設は適正な維持管理を行う必要があります。

### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
既成市街地の水洗化戸数	下水道区域における公共用水域の保全状況を表します。	15,871	18,400	戸
雨水幹線の改良区間延長	浸水被害防止対策の充実状況を表します。	19,544	20,600	m

(1) 公共下水道の整備

污水管渠の整備の推進

- ・第4期・第5期事業計画に基づき、公共下水道計画区域の污水管渠を整備します。
- ・地域再生計画に基づき、中郷地区の污水管渠整備を推進します。
- ・整備された下水道管への接続を促進するため、広報活動の徹底や水洗化に対する助成などを行います。

雨水対策の推進

- ・雨水幹線を整備し、効果的な雨水対策を推進します。
- ・雨水の増加に伴い、松島ポンプ場の機能強化を図ります。
- ・家庭や事業者が設置する雨水貯留施設等の費用に対して補助し、大雨による雨水幹線への流入を緩和するとともに、雨水のリサイクルを推進します。

- ・二夜の川幹線（雨水）を、市民が親しめる水辺空間に整備します。

計画的な処理施設の管理及び安定した処理水質の確保

- ・下水道事業区域の拡大に伴い、高度処理機能を持つ処理施設を整備します。
- ・天筒浄化センターの老朽化した施設や管渠などを更新します。
- ・下水道台帳の整備やGIS（地図情報システム）、料金管理システムを有効に活用し、下水道を効率的に管理します。



天筒浄化センター

浄化槽等雨水貯留施設  
設置補助金

補助金額

経費の2分の1

限度額 75,000円

雨水浸透柵設置補助金

補助金額

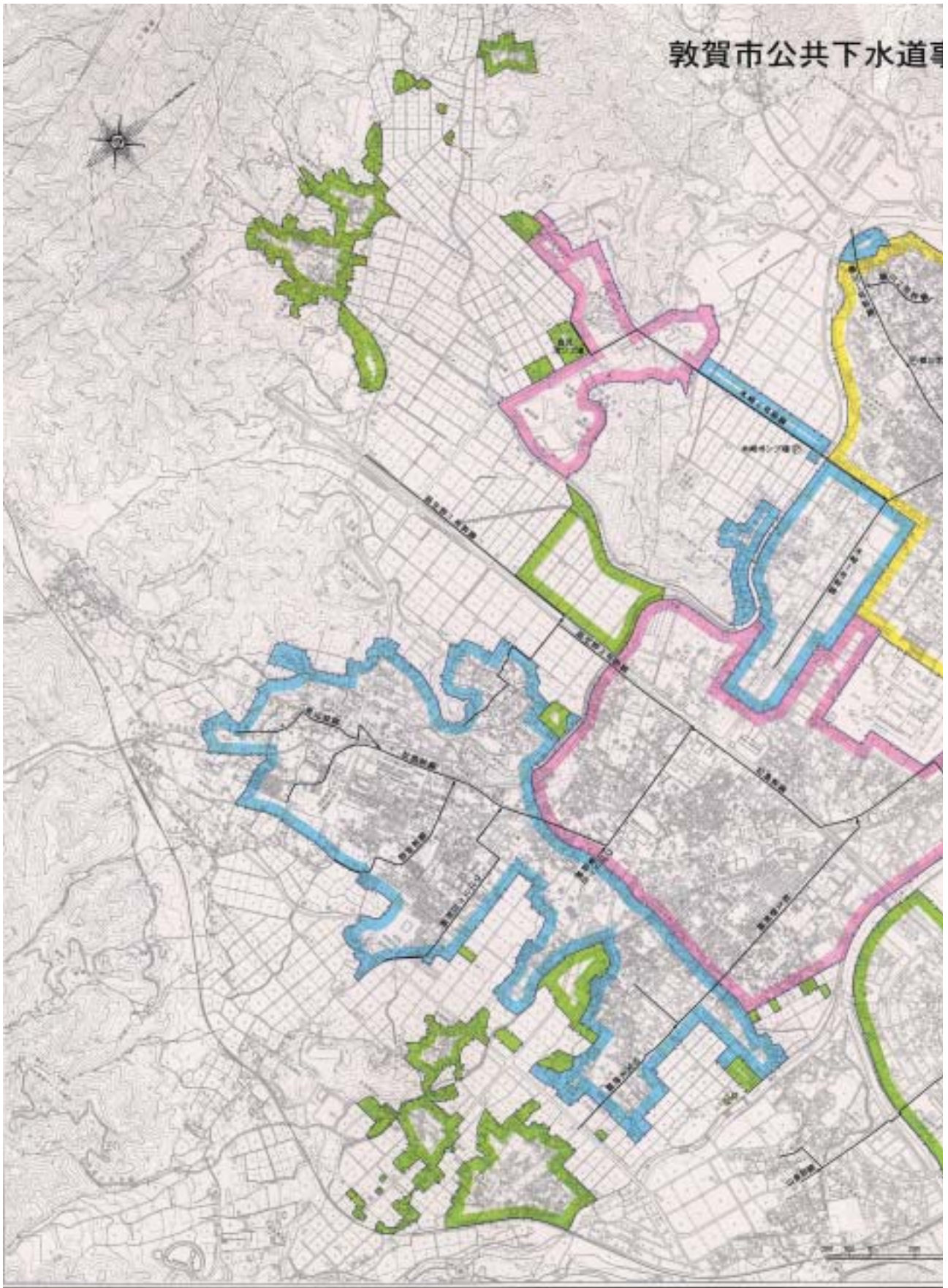
経費の2分の1

限度額 50,000円

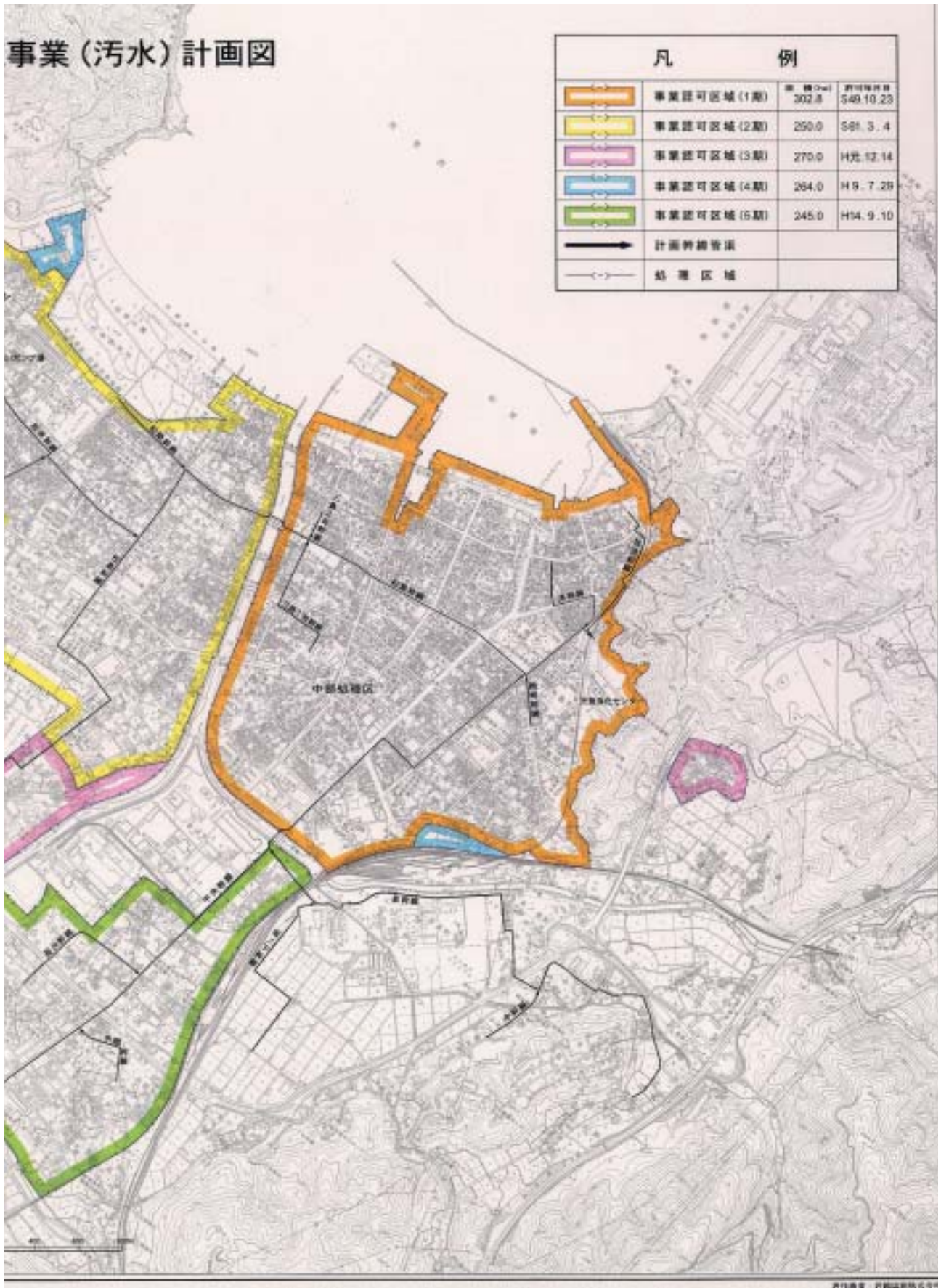
(2) 集落排水施設の整備

集落排水施設の整備促進

- ・東浦北部地区農業集落排水事業の整備を推進します。
- ・整備済の集落排水施設について、地区の状況に応じた適正な維持管理を進めます。



事業（污水）計画図



# 廃棄物処理

リサイクルを進めたい  
ごみの少ない快適な暮らしをしたい

## 循環型社会の実現に向けて

限りある資源の消費を抑え、環境への負荷を少なくするため、リサイクルを積極的に進める循環型社会の実現が重要課題となっています。

リサイクルに対する認識は各家庭や事業所にも深まりつつありますが、ライフスタイルの変化や多種多様な製品への対処など、時代に応じた総合的な施策が求められており、リサイクルに関する基本的な指針が必要となっています。

また、清掃センターに搬入されるごみを効率よく処理し、リサイクルを進めていくためには、分別に対する家庭や事業所の協力を得ることが不可欠です。そこで今後も増加が見込まれるチラシ・ダイレクトメールなどの古紙類を積極的に分別・回収する必要があります。

### ごみの分別（清掃センター）

燃やせるごみ	資源ごみ
ペットボトル	小型複合ごみ
水銀含有ごみ	埋立ごみ
粗大ごみ	古紙

## 最終処分場の運用

赤崎最終処分場は平成19年度からごみや焼却灰などの埋立処分を開始しますが、今後、循環型社会を実現し、処分量を最小限に抑制することによって、少しでも長い埋立期間を確保する必要があります。

また、埋立を完了した最終処分場の跡地利用についての検討が必要です。

## 生活排水の適正な処理

生活排水対策は、快適で衛生的な環境づくりのため非常に重要です。

そこで、公共下水道及び集落排水事業の区域以外は、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

## 不法投棄の撲滅に向けて

テレビや冷蔵庫、洗濯機などのリサイクルが法律に基づき推進されている反面、不法投機が全国で問題視されています。

本市でも不法投棄を防止するため、監視パトロールや不法投棄防止看板の設置などを実施していますが、不法投棄の撲滅に向け、取組みを強化する必要があります。

### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
リサイクル率	リサイクルの進捗状況を表します。	15.7	25.7	%
1人1日当たりのごみ排出量	ごみ減量化の状況を表します。	1,143	940	g



(1) 循環型社会の構築

リサイクルの推進

- ・リサイクル基本計画に基づき、リサイクルを総合的に推進します。

リサイクル施設の整備

- ・リサイクルの推進拠点とするため、減容・資源化・展示室・ストックヤード等を備えたリサイクルプラザの建設を進めます。

ごみの資源化・減量化の推進

- ・ごみのリサイクルや減量化を進めるため、家庭や事業所への啓発と、ごみの分別や回収方法の見直しを行います。

焼却（溶融）施設の整備

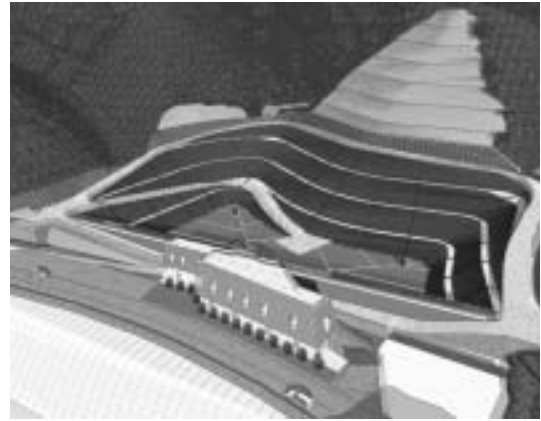
- ・現在の清掃センターの老朽化とともに、高度な焼却（溶融）技術が求められていることから、新たな施設整備に向けた検討を始めます。



清掃センター

(2) 最終処分場の管理と跡地利用の検討

- ・稼動した赤崎最終処分場を安全に、少しでも長く使用できるよう、適切な管理を行います。



赤崎最終処分場

- ・埋立が完了した最終処分場の跡地利用について、検討を進めます。

(3) 合併処理浄化槽設置の促進

- ・公共下水道や集落排水施設区域以外の生活排水処理については、合併処理浄化槽の設置に対して補助します。

合併処理浄化槽設置補助金

補助金額

10人槽	576,000円
7人槽	441,000円
5人槽	363,000円

(4) 不法投棄の監視体制の強化

- ・夜間、休日等における不法投棄の監視パトロールを実施し、状況確認・廃棄物の撤去を行います。また不法投棄防止看板の設置や不法投棄監視・防止システムの構築に向け、研究を進めます。

# 郷土保全

## 自然災害に対して安心して暮らしたい

自然災害から市民の生命、財産を守るために市民の生命、財産を自然災害から守り、市民が安全・安心に暮らせる都市づくりを推進していく上で、河川や海岸保全等の郷土保全を図る必要があります。

本市の河川は、急流河川で出水が早く、市街部では河積が狭くなっています。そのため河川災害の発生が懸念され、河川改修事業などを進めていく必要があります。

### 地域と連携して河川を守る

河川の改修を進めると同時に、河川のパトロールを、地域の協力を得ながら実施する必要があります。

また、美しい河川の風景を創るため、河川美化にも地域の協力が不可欠です。そこで、地域と行政が協働するためのしくみづくりが求められます。



### 土石流等を防ぐための砂防、急傾斜地崩壊対策

平成14年度に「土石流危険渓流および急傾斜地危険箇所」に関する調査結果が公表されました。この結果を踏まえ、急傾斜地崩壊危険区域の指定や対策事業を早急に進める必要があります。

また急傾斜地の崩壊に何時でも対処できるよう、危険箇所の情報や前兆現象等に関する学習会の開催など、行政と地域が適切に対応できる体制を構築する必要があります。

### 海岸保全による危険箇所への対応

平成14年度に「福井県海岸保全基本計画」が策定されました。計画に基づき海岸防護施設や環境保全施設の整備を促進する必要があります。

また、松原海岸の保全については、国指定の名勝地である「気比の松原」の景観に合致した保全対策とする必要があります。



### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
準用河川の整備率	準用河川の整備状況を示します。	60.9	65.2	%
土石流危険渓流の整備率	土石流危険渓流の整備状況を示します。	61.5	65.4	%
急傾斜地崩壊危険箇所の整備率	急傾斜地指定区域の整備状況を示します。	90.9	95.4	%

## (1) 河川

### 河川改修事業の促進

- ・ 笙の川水系、井の口川及び準用、普通河川の改修事業については、地元の協力を得ながら整備を推進するとともに、笙の川の整備計画の早期策定を促進します。

### 河川パトロールの実施

- ・ 準用河川23河川、普通河川120河川のうち、水防計画に基づいて主要準用河川のパトロールを、地域の協力を得ながら実施します。

### 河川愛護意識の高揚

- ・ 河川愛護意識の高揚を図るため、河川愛護に関する広報を行います。
- ・ 河川の美化思想を普及するため、地域の河川美化運動を行う団体に対して支援します。



## (2) 砂防

- ・ 土石流危険渓流の危険箇所について、ハード・ソフト両面から砂防事業の促進を図ります。
- ・ 現在実施中の砂防施設整備（大川、野坂川）の早期完成を促進します。

## (3) 急傾斜地崩壊対策

- ・ 県の調査結果を踏まえ、危険箇所の早期指定や、指定地区の早期整備を促進します。



- ・ 行政と地域が協力して市民の生命や財産を守ることができるよう、危険箇所の情報や前兆現象等に関する学習会を開催します。

## (4) 海岸保全

- ・ 「福井県海岸保全基本計画」を受け、海岸防護施設や環境保全施設の整備を促進します。
- ・ 松原海岸は、本市の代表的な観光資源である「気比の松原」の景観に配慮しながら、保全の促進を図ります。

# 消 防

## 火災を未然に防ぎたい 火災が起きても被害を最小限にしたい

### 火災の危険性が高まっている

建築物の高層化や密集が進むとともに、火災の危険性が高まりつつあります。また、一人暮らし高齢者の住宅が増え、火災への対応がますます重要になっています。

### 火災を未然に防止するために

火災の危険性を減らし、火災が起きないようにするためには、各家庭で正しい防火対策をとることが、まず必要です。

平成16年度に消防法が改正され、一般住宅である戸建住宅やマンション、アパート等の共同住宅などに住宅用火災警報器や住宅用火災報知設備などの住宅用防災機器の設置が義務づけられました。

本市では防火対策に関する広報啓発や講習会の開催などを行い、家庭における正しい防火対策の普及に努めています。

### 住宅用防災機器の設置

新築 平成18年6月1日から  
既存 平成23年6月1日まで  
寝室、階段、廊下などに設置

### 火災が起きても被害は最小限に

万一火災が起きた場合には、初期消火を含め早急な消火活動を行う必要があります。そのためには、出火したらすぐに消防署に通報するとともに、消防車が到着するまでは消火器、消火栓や防火水槽などを使用して初期消火を行い、被害を最小限に防ぐ必要があります。

そのためには、各家庭が消火器を設置するとともに消火栓や防火水槽の適正な設置など、家庭・地域における防火基盤の整備が必要です。

また、消防署は迅速に消火活動にとりかかることができるよう、連絡・配備体制を構築するとともに、高性能の消防車を導入するなどの対処が必要です。

### 救急救命措置の普及に向けて

市民の尊い命を守るため、病院に到達するまでの措置（プレホスピタルケア）の重要性が高まっています。救急車が到着するまでの早期対応が救命率の向上に結びつくため、誰でも使用できる救急救命機器の普及が求められています。

### 数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
普通救命講習の普及率	救命に対する講習会の実施状況を示します(最終目標は成人人口の20%で、22年までに最終目標の50%受講を目指します。)	42.8	50.0	%
耐震性防火水槽の設置数	耐震性の防火水槽の充実状況を示します。	12	16	箇所
住宅用火災警報器等の普及率	家庭の消防に対する備えの状況を示します。	1.4	75.0	%

## (1) 消防施設の整備と消防・救急・救助体制の強化

### 消防指令施設の整備

- ・消防緊急指令施設の老朽化に対処するため施設を更新して消防防災館（仮称）に設置し、関係機関との情報の共有化を図り各種災害時の迅速な対応と正確な消防指令を実施します。
- ・地域における消防団活動の拠点となる、消防器具置場を整備するとともに、若手消防団員の充実に努めます。
- ・消防本部庁舎の耐震性を強化するとともに、訓練塔を整備します。これにより、いかなる災害時にも適切に出動・救助できる体制を強化します。

### 消防車両の整備

- ・消防車両を計画的に更新し、特殊災害（化学災害、テロ対応、集団事故等）にも対応した消防車両の高機能化を図ります。なお、常備消防の車両更新は15年、非常備車両は20年を基準としています。

### 消防水利の確保

- ・震災時の使用に障害が予想される水道消火栓以外の水利を確保するため、耐震性能を有する貯水槽の整備を進めます。
- ・水利標識は、積雪時における地下式消火栓の明示や違法駐車車両の排除のために必要となるので、水利標識を設置します。

### 救急・救助体制の充実

- ・平成16年度に一般の使用が認められたAED（自動体外式除細動器：心室細動など致死性の不整脈に対し、心臓に電気ショックを与え、正常に戻す器械）を公共施設に整備しました。今後、多くの人々がAEDによる救命措置を行えるよう、普通救命講習会を開催し普及に努めます。



A E D



普通救命講習会

## (2) 防火意識の高揚

- ・市民一人一人の防火意識を高めるため、火災予防情報の広報掲載や、春・秋の火災予防運動などを実施します。また空気が乾燥し火災が発生しやすい状況では広報巡回等を実施します。
- ・自主防災組織の指導、育成を図るため、研修会の開催や消火器取扱訓練を実施します。

# 防 災

災害に強いまちに暮らしたい  
 災害による被害を未然に防止したい

## 大規模災害への危機感が高まっている

本市は、比較的自然災害の少ないまちと言われてきました。

しかし、阪神・淡路大震災、ロシアタンカー油濁流出事故、新潟県中越地震や福井豪雨など、身近な災害が発生しています。災害の爪跡や避難生活などが報道されるたびに災害への危機感が高まり、防災体制の強化、防災備蓄用品の整備や市民を対象とした防災訓練の実施などが求められています。

## 災害に対する行政の取組み

こうした災害への備えとして、行政の取組みは、体制の整備と市民の防災意識の高揚を図るための啓発活動が重要です。

まず、災害が発生した時の初動体制の確立、被害を最小限に抑制するために防災訓練の実施、個別災害対応マニュアルの策定が必要です。

また、市民への情報伝達手段として、情報通信設備の充実、災害を拡大させないため、避難所、防災資機材・備蓄品を整備する必要があります。

## 地域における協力体制の構築

災害が発生して自力では避難が困難な高齢者等への対応は、行政のみでは限界があります。そこで地域での協力体制を構築することが不可欠であり、市ではそのための体制づくりを行っています。

なお、災害発生時は他の自治体からも協力を得る必要があります。相互援助協定を県内市町及び岐阜県各務原市、京都府向日市と結んでいます。さらに、災害ボランティアの体制づくりも必要です。



消防防災館（仮称）

### 数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
防災備蓄食糧の備蓄量	災害時における市民の食料確保の充実度を表します。	23,076	30,000	食
耐震化済み公共施設棟数 (全体施設数39棟)	災害時における安全な避難施設の充実度を表します。	26	30	棟
災害における要援護者登録数	地域における災害弱者の支援体制の充実度を表します。	1,702	2,000	人

## (1) 災害に強いまちづくり

### 防災計画等の策定・充実

- ・地域防災計画（一般災害・地域災害対策編）を必要に応じ改訂・修正します。
- ・国民保護計画は、武力攻撃事態等への対処について、基本的理念や手続等の事項を規定しており、計画に基づいた対応を図ります。

### 避難所の整備

- ・避難所の耐震強化を図ります。

### 防災資機材、備蓄品の整備

- ・災害に備え救出や救護に必要な防災資機材、非常食などの備蓄品等を計画的に整備します。

### 消防防災館（仮称）の建設

- ・災害時の活動拠点として消防防災館（仮称）を建設し、対策本部の設置や情報の収集・伝達など災害時における業務を一体化し、災害に対して迅速・正確に対応します。

### 防災情報ネットワークの整備

- ・消防防災館（仮称）に総合防災情報システムを整備し、防災関連情報を統括的に表示することで、市民の避難措置などを円滑に行います。
- ・災害時における情報の収集及び伝達に必要な防災行政無線、CATV防災放送チャンネルや気象情報等の情報通信設備を整備します。

### 地域防災活動の強化

- ・自主防災組織を育成支援するとともに、地域のリーダーとしての防災士を新たに育成し、自主防災活動を推進します。
- ・災害時要援護者登録など、地域における要援護者等への支援体制を構築するとともに、災害ボランティア活動を支援します。

## (2) 市民の防災意識の高揚

### 市民の防災意識の啓発

- ・障害者とともに学ぶ防災講座を開催するなど、災害時要援護者に対して防災への対応を適切に行える支援をします。

### 総合防災訓練の実施

- ・総合防災訓練を実施し、災害時における防災活動を想定した訓練を行います。

### 持ち家への耐震診断助成

- ・持ち家の耐震診断費用を助成し、地震に強いまちづくりを支援します。



敦賀港耐震強化岸壁（整備中）

# 原子力安全

## 原子力発電に対する安全・安心を確保したい

### 炉型の異なる原子炉が立地

本市には、以下のように炉型の異なる原子力発電所が立地しています。

日本原子力発電(株)敦賀発電所

1号機 沸騰水型軽水炉

2号機 加圧水型軽水炉

独立行政法人日本原子力研究開発機構

ふげん発電所 新型転換炉  
平成15年に運転終了

高速増殖原型炉もんじゅ

また現在、2基の発電施設が準備工事中となっています。

日本原子力発電(株)敦賀発電所

3・4号機 改良型加圧水型軽水炉

### 発電所の安全確保を求めて

平成16年に発生した関西電力(株)美浜発電所3号機の2次系配管破損事故は、11人が死傷するという、国内の原子力発電所では史上最悪の結果となりました。

これまでも原子力発電所の事故は、平成7年のもんじゅナトリウム漏えい事故など、原子力発電所に対する市民の安全や信頼を損なう要因となってきました。

原子力発電所の安全確保は、法的権限を有する国の一元的責務であり、国や事業者による安全対策の強化を厳しく求める必要があります。

### 原子力防災対策

平成11年度に制定された「原子力災害対策特別措置法」では、原子力事業者の通報と防災計画に基づいた災害応急対策等が義務づけられました。

本市では原子力防災計画に基づき、災害時には消防防災館（仮称）に対策本部を、原子力防災センター（オフサイトセンター）に現地対策本部を設置し、国・県と連携を図ることとなっています。



市民原子力研修会

今後、テロなどの新たな脅威に対しても、国民保護計画に基づき、関係機関への要請や情報の収集・伝達などの体制整備が必要となります。

### 数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
安全協定第6条に基づく異常時の連絡件数	「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」第6条の規定による、異常時における連絡件数を表します。数値の増減が必ずしも安全性に結びつくとは限らないため、目標値は設定しません。	14	-	件
アトムASOBOランドの年間入場者数	原子力広報施設の利用状況を表します。	23,222	26,500	人



(1) 原子力安全対策の充実強化

安全管理の強化

- 原子力発電施設の運転管理の監視を強化するとともに、国や事業者に対し安全確保の強化を強く要請します。

原子力情報提供・知識普及

- 原子力に対する市民の安全・安心を確保するため、適切な原子力情報の提供や原子力知識の普及を図ります。



アトムASOBOランド



広報啓発パンフレット



敦賀3・4号機完成予想図  
出典：日本原子力発電㈱ 報道発表資料

(2) 原子力防災対策の充実強化

地域防災計画の充実

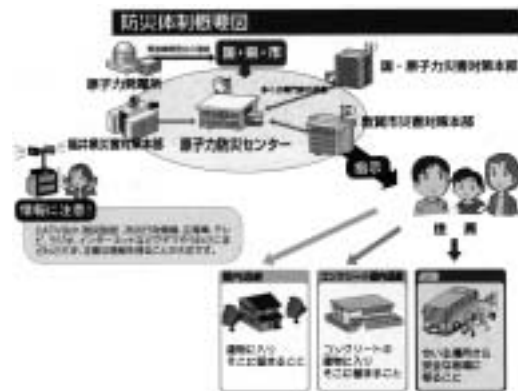
- 地域防災計画（原子力災害対策編）を、国民保護計画に対応した内容に改訂します。

防災関連設備の充実強化

- オフサイトセンターを災害対策の拠点として実効的な活用が図られるよう、施設の機能及び情報連絡体制の強化を促進します。

テロ対策に係る情報連絡体制の整備

- テロなど新たな脅威に対処するため、庁内での情報連絡体制を整備します。
- CATV防災放送チャンネルや防災行政無線、携帯電話メールの活用など、多様な防災情報伝達メディアを効果的に活用し、迅速で正確な情報伝達を行います。



原子力防災体制概要図



原子力防災訓練

# 交通安全

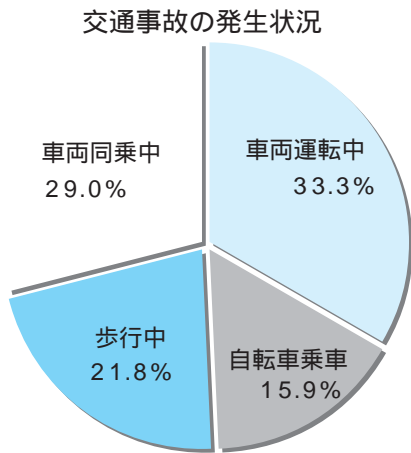
交通事故のないまちに暮らしたい  
交通事故の被害を最小限にしたい

## 交通事故の危険性が高まっている

福井県の世帯当たり自動車保有台数は全国でも上位にあり、増加傾向が続いています。そのため道路交通が過密となり、交通事故の危険性が高まっています。

自動車の技術革新が進み安全性が強化されていることもあり、交通事故による死亡者数は全国で減少傾向にあります。反面、高齢者の事故が多発するなど、交通事故の件数は減少していません。そのため、交通安全の確保は、依然として重要課題です。

特に高齢者は死亡事故も多く、交通における市民の安全性の確保と、運転者のマナー向上が課題となっています。



## 安全な交通環境の確保と通行者の意識向上

交通安全のまちにするためには、交通安全施設の整備が重要です。道路の区画線や反射鏡、道路標識等を充実することによって、運転者の注意を喚起するとともに、安全な通行を促すことになります。

交通事故に遭わないために、交通安全の意識を向上する必要があります。運転者だけでなく、同乗者や自転車、歩行者すべてに交通安全の啓発を行うことが必要です。

## 交通事故被害者の救済制度「交通災害共済」

交通災害共済制度は、万一の交通事故に備えて市民が掛金を出し合い、互いに助け合うことを目的にしています。掛金は、1人につき年額500円と手軽で、被害の状況に応じて2万円～100万円を見舞金として支給する制度です。

### 数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
敦賀市内の交通事故件数	交通事故の状況を表します。目標数値は、設定しません。	325	-	件
交通安全教室の参加者数	交通安全に対する啓発の充実度を表します。	5,098	5,500	人

## (1) 交通安全運動の展開

### 交通安全の普及促進

- ・ 運転者向けの研修会や法令講習会等を実施します。
- ・ 交通安全教室を実施し、高齢者や歩行者などの交通安全対策について理解を深めます。
- ・ 高齢者の事故を防止するため、シルバー交通安全推進モデル地区を指定し、交通安全教室等の開催を強化します。
- ・ 家庭、学校、地域における交通安全思想を高揚するため、啓発活動を積極的に実施します。

### 交通安全対策の重点

- ・ 交通安全スロー・シグナル・シャイン(3S)運動の推進
- ・ 高齢者対策の強化
- ・ 車に頼り過ぎない社会への転換



交通安全教室

### 交通指導員の活動推進

- ・ 交通指導員(定員125名)を養成するとともに、街頭指導や各種キャンペーンなどの交通安全活動を推進します。



交通指導員による街頭指導

## (2) 交通環境の整備促進

- ・ 高齢者、障害者等に配慮し、段差解消など安全な通行環境の整備を行います。
- ・ 道路区画線や反射鏡、防護柵を整備し、交通安全施設を充実します。



## (3) 交通災害共済制度の普及

- ・ 交通災害共済制度により、交通事故被害者を救済します。
- ・ 多くの市民が交通災害共済制度に加入し、相互救済が図られるよう、普及・啓発活動を促進します。

# 防 犯

## 犯罪のないまちに暮らしたい

### 変化しつつある犯罪の質

本市で発生する犯罪の大半が窃盗犯で、次に多いのが詐欺・横領などの知能犯です。

市民生活相談でも振り込め詐欺やインターネットを通じた詐欺・犯罪などに関する相談が寄せられており、新しい犯罪が本市でも発生しています。これは情報社会や都市型生活の「負の部分」と言えます。

また、青少年健全育成の視点から声かけ活動や補導・巡視を実施していますが、犯罪の温床となる場所は減少していません。

さらにインターネットは誰でも利用できるため、知らず知らずのうちに青少年が犯罪の被害者になる時代になっています。

### 時代に応じた防犯活動の継続

防犯には、地域の協力を得ながら、地道な活動を行うことが不可欠です。また、行政の役割としては、新たな犯罪に対処するための情報提供などが求められます。

### (1) 自主防犯意識の高揚

- ・防犯隊を中心として講習会を開催するなど、地域ぐるみの防犯体制の確立と自主防犯意識の高揚に努めます。

- ・自主防犯団体に対する情報提供や提言、育成支援を行い、地域内での防犯体制を強化します。

### (2) 地域防犯対策の強化

- ・平成14年度に「敦賀市安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。市では市民や事業者、関係機関が密接な連携を図りながら、協働して安全な地域社会の実現に寄与します。

- ・「子ども見守り隊」の活動推進など、行政・地域が協力して犯罪から守る体制づくりに努めます。



子ども見守り隊

### 数字で見る敦賀市の将来像

名 称	内 容	現在数値	目標数値	単位
街頭犯罪発生件数	街頭における犯罪の状況を表します。目標数値は、設定しません。	258	-	件
防犯隊、地域子ども見守り隊の出動回数	地域における防犯活動の充実度及び行政の支援を表します。	583	700	回